平成 20 年度第 2 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 報告事項
 - (1)平成20年度入札契約執行状況(平成20年6月末)
 - (2)談合情報への対応状況
 - (3)釧路養護学校改修工事にかかる入札妨害事件について
 - (4)現地調査の結果について(概要)
- 4 議事
 - (1)現地調査の結果を踏まえた入札制度改善について 建設工事共同企業体について 当別ダムについて
 - (2)「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」第3の3の規定に基づく指 名停止期間の短縮について

平成20年度第2回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委 員	浅 水 正
委 員	白 石 悟
委員	肥 前 洋 一
委 員	森川潤一
委員	山本 千雅子

関係各部局出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	事業調整課長	近 藤 司
	主 幹	月 田 晃 行
	主 査	富 岡 尊 志
水産林務部総務課	主 幹	伊 東 政 美
" 水產局水產振興課	主 幹	加藤孝
II .	主 査	飯 田 憲 和
建設部建設管理局建設情報課	建設情報課長	篠 崎 信 馬
"	主 幹	山田宏治
II .	主 幹	吉 野 敏 美
II .	主 査	田中利昭
II .	主 査	盛 永 昌 代
" 技術管理課	技術管理課長	桶田謙一
	主 幹	宇佐見 光 宏
" 土木局河川課	参 事	内 田 重 己
II .	主 幹	四 辻 淳
建設部建築局計画管理課	主 幹	山崎雄二
"	主 査	中 村 廣 行
出納局総務課	主 幹	梅木克也
"	主 査	吉田正昭
教育庁総務政策局施設課	主 幹	天 山 正 一

事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局	局長	谷本辰美
総務部行政改革局行政改革課	参 事	佐 藤 嘉 大
"	主幹	柵 木 勝 彦
"	主 查	中 村 宣 隆

1. 開会

(事務局)それでは、平成20年度第2回北海道入札監視委員会を開催する。 開会に当たりまして、総務部行政改革局長の谷本よりご挨拶申し上げる。

2. 挨拶

(谷本局長)行政改革局長の谷本でございます。皆様におかれましては大変お忙しい中、第2回目になりますが、この委員会にご出席いただきましてありがどうございます。また、8月と9月に行いました現地調査につきましても、8月に胆振支庁、室蘭土現、9月には札幌土現で調査をいただきましたが、非常にお忙しい中2日間にわたって調査いただき、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日の委員会でございますが、本年度の入札契約の運用状況や談合情報などの定例の報告に加えまして、9月24日に道教委の元職員が逮捕された入札妨害事件などの経過について、まずご報告させていただきます。それから、今回の現地調査をいただきました結果に基づきます様々なご指摘、 議事にも書いておりますが、共同企業体、いわゆるJVに関しまして地域要件の設定の関係だとか、そういったあり方について、色々とご指摘のあった案件について、ご審議いただければと思っております。また、過日新聞等で報道され、今朝の新聞にも載っておりましたが、指名停止期間の短縮などにつきましても、こちらから経過ですとか、道の考え方ですとかを説明した上で、ご議論していただく予定となっておりますところでございます。

道といたしましては、委員会でのご議論を踏まえまして、改善を要するものは早急 に改善を行って入札契約制度の充実に繋げて行きたいと考えておりますので、忌憚の ないご意見、ご指摘などをいただければと思っております。

委員の皆様の特段のご協力をお願い申し上げまして、開催に当たりましての私から のご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)それでは会議を始める。これからの進行は浅水委員長の方でお願いしたい。 委員長、よろしくお願いいたします。

3. 報告事項

(1) 平成20年度入札契約執行状況(平成20年6月末)

- (委員長)それでは会議次第に従って進める。まずは報告事項の(1)の「平成20年度 入札契約執行状況」について、事務局から説明願いたい。
- (事務局)お手元の資料の1ページ目をご覧いただきたい。平成20年6月末までの入札 契約の執行状況だが、ご存知のとおり20年4月1日から、原則1千万円以上のもの は一般競争入札に付するということになっているので、基本的に今回からは一般競争 入札での執行率ということで数字が入っている。見てお分かりのとおり、土木を除く、

農政、水産、林務、建築につきましてはほぼ100%、一般競争入札で執行されている。 土木の方も昨年度の多様な入札の66.8%を若干上回る71.6%ということで、トータル84.2%が一般競争入札で執行されている。 落札率の状況だが、20年度は6月末ということでデータ件数が少ないので参考ということになるが、落札率は昨年度と同様の状態で推移している。 トータルでは若干下がり気味となっている。その他では20年度は随分上がっているように見えるが、もともと発注件数の少ない部分なので、この当たりは参考にしていただければと考えている。

次に2ページ目、委託業務の部分だか、こちらも工事と同じようにあまり大差なく推移しているが、水産の方で若干数字が上がり、19年度62.2%が20年度82.8%に変化している。 発注3部のトータルとしては若干の、僅かだが、下がり気味の傾向になっている。その他の方も数字が随分大きく動いているが、こちらの方も20年度は9件しかないので、大分数字が荒くなっており、参考程度に見ていただければと考えている。

「入札方式別落札率の状況」についてだが、今年から一般競争入札となっており、 昨年度から入札事務を進めていた部分で簡易公募が若干残っている。発注自体が一般 競争入札で92%、指名競争入札で93.5%ということになっている。

次に3ページ目だが、発注部局ごとに入札の執行状況をまとめたものである。こちらの方は先程の数字の内訳となっているので、参考程度に見ていただきたい。

4ページ、5ページは、今説明した数字の発注機関毎の入札方法毎の数字を一括してまとめている。

一番最後だが、発注機関毎の一般競争入札の執行率ということで数字を出している。 先程も説明したとおり、支庁の方ではほぼ100%、一般競争入札で執行されている。 (浅水委員長)これについて、何かご質問はないか。

- (委員)落札率はあまり大きく変わっていないようだが、それ以外の入札に参加する業者数含めて、何か一般競争入札が増えたことで変化があったか。
- (事務局) それについては調べていない。次回までに準備してご報告致したい。
- (委員)電子入札はどれくらいの割合か。
- (事務局)今年から基本的に工事A等級以上ということで進めている。詳しくは押さえていないが、数は相当増えてきていると思う。これについても次回ご報告致したい。
- (委員)資料の3ページだが、工事の区分ごとで、土木の指名競争入札が28.4%となっており、他の区分に比べて突出しているような数字になっているが、この指名競争入札の比率は減少傾向にあるのか、或いは同じくらいで推移している状況なのか。
- (事務局)具体的な数字は掴んでいないが、道では原則1,000万円以上について一般 競争入札ということで取り組んでおり、建設部の土木事業の指名競争入札については、 1,000万円未満の工事ということである。

ただ、土木事業においても若干だが、1,000万円未満についても一般競争入札

に取り組んでいるものもある。

- (浅水委員長)他に質問はないか。
- (委員)随契が農政で25件、土木で21件あるが、この内容はどのようなものなのか。
- (農政部)農政部の工事は、秋に営農が終わってからやる工事があり、それは、収穫終了後の天候があまり良くない時期に行うこともあるから、工事のうち一部仕上げ工の方等は雪など降ってできなくなる。そこの部分については工事の一体性を確保するということで、春に営農前にその部分の工事を完成させるということで、もともとやった部分を春にその業者にやってもらうということで春先に随契でやっているというのが実情である。
- (委員)そうすると、昨年度の工事の続きを今年度やったということか。
- (農政部)続きというか、工事ができなくて途中で終わっている部分の仕上げとして、随 契でやっているということである。
- (委員)随意契約だが、今年度6月末の段階で49件だが、随契自体の傾向としては、下がってきている傾向にあるのかどうか、横並びの傾向にあるのか。それと、4ページ、5ページを見ると、空知がちょっと数字的に、委託と工事の随意契約が他より件数が多い気がするが、何か特別な要因があるのか。
- (農政部)これは先程説明したように、空知は水田の面的工事が多いので、それらについてその分が秋工事にかかる、追加工事の件数が多く出たということで数字が大きくなっているということである。
- (委員) 土木の関係の21件はどうか。
- (建設部) 今年度の分について詳細は把握していないので、後ほどご報告したい。
- (浅水委員長)他にご質問はないか。
- (委員)今の、随契の傾向としてはどうなっているのか。ほぼ横並びなのか、それとも減ってきているのか、6月までなのであまり実態の数字は出てきていないと思うが。
- (事務局)その数字については、今ないので、次回の委員会にご報告させていただく。
- (事務局)随契については、前年対比を作り、次回委員会にご報告する。
- (浅水委員長)それでは、そのようにお願いする。他にはご質問ないか。 ないようなので、(2)の談合情報への対応について、事務局から説明願う。

(2)談合情報への対応状況

(事務局)資料の7ページから9ページで、談合情報が全部で16件。件数的に多いように見えるが、5番、6番、二系統から情報が入っているものがあり、また、11番から14番までも同じ工事について、続けて4件情報が入っているもので、件数的に膨らんだ格好になっている。これには、当別ダムの3件の談合情報も入っている。基本的には、入札の方法を変えたのが1件だけである。

その他は全て業者から事情を聞き取り、或いは内訳書を取って確認した結果、公正

入札調査委員会の審議を経て、そのまま契約をしたというものになっている。

(浅水委員長)これについて、何かないか。

- (委員)各談合情報に対して具体的にどのような調査を行っているかが、簡単に記されているが、全ての入札業者から積算内訳書を徴しているかとは思うが、それを確認して、どのようなプロセスで調査しているのかについて、説明されたい。
- (事務局)まず談合情報が到達する。これを契約担当者、契約を所管する機関に通知し、 その時点で情報の内容を確認し、情報の内容によっては、入札前で間に合う状態だと 各業者を呼んで、入札執行者の方から事情聴取する。事情聴取した結果、談合の事実 があるか否かを確認した上で、入札を執行するかどうか公正入札調査委員会で審議し て事実確認する。

実際に入札を執行し、情報どおりの業者が落札した場合、或いは疑わしい場合は、今は工事内訳書を入札参加者全てが持参してきていることになっているので、その都度工事の該当部分の内訳書を取り、数字等のチェックをする。類似性がないか、或いは同じようなミスがないかどうかなどを確認して、再度事情聴取する。その後、公正入札調査委員会で審議して、そのまま契約するか、或いは落札をするか、入札を保留するか中止するか、契約しないかということを判断することになっている。

- (委員)そうすると、まず基本的には内訳書を見て、そういった方法で確認してやって おられるということで、かなり確実性があると考えて現状やっているのか。
- (事務局)調査機関でないということもあり、確認できる最大のものとして、類似性がないかなどを見るということであり、一方で談合情報があれば、それについては公正取引委員会と警察の方に同じ情報を、こういう情報があったということを、捜査があるかどうかは別として通知しているところである。

それと私どもが契約をする際に、今できる最大のものというのが、そういう内訳書であったり、場合によっては総合評価方式なら、そちらの評価の仕組みなり、その評価のなされた企画書なりの類似性があるか否か等を見ていく。今は、業者が相談して何かを変える等の事実をそこで確認できなければ、逆に言えば談合は確認できないということになるので、契約に至るというプロセスになっている。

- (委員)積算内訳書とか企画書の類似性で談合を判断しているということが業者にバレていれば、本気で談合しようとすれば、最初から内訳書を違える等して入札に臨むと思う。これまでも、確認して談合を発見したというケースは極めて希にしか生じていない。どうすればいいのか、今すぐにちょっと私も提案できないが、毎回こういう報告をいただいて歯がゆい気持ちになる。
- (事務局)談合情報についても、もう少し詳しい情報なら、もっと我々も調査のやりようがあるのだが、大体はどこどこの業者が落とすというだけであったりするので、なかなかそれだけでは判断しかねるというのが実情だ。今は一般競争入札になっているから、一般競争入札にもかかわらず全て参加した業者を言い当てる、或いはその中で、

ほぼこの金額で落とすというところまでビタッと合っていれば、そもそもこれは極めて怪しいから入札を取り止めるとか、そういう形で対応することは可能だが、白か黒かという判定は確かにやはり難しい。こちらに寄せられる情報内容や精度による部分が大きいものなので、少ない情報の中で今できることとして、この辺りが精一杯なのかなというのが現状である。

(浅水委員長)他にないか。

- (委員)工事費の内訳書で確認するということだが、実際にどのくらいのボリュームなのか。見積書のようにかなり細かいものなのか。
- (事務局)項目自体は、こういう項目で作りなさいと役所の方で指定している。項目を足したり、引いたりすることはできないことになっており、同じ形で作るようになって
- (委員)ページ数にすると十数ページというようなものか。
- (農政部) A 4 で 2 ~ 3 ページだ。
- (委員)わかりました。逆を言えばもう少し細かいものを取らないと難しいのかなと思う。ページ数という訳ではないが、通常、見積書などはかなりのページ数になり細かくなっているので、もう少し検討する必要があるのかもしれない。
- (事務局)次回、サンプル的なものをお出しして、それをご覧の上、意見をいただくという形にさせていただきたい。
- (浅水委員長)では次回、それを出してください。他にないか。

(3)釧路養護学校改修工事にかかる入札妨害事件について

- (浅水委員長)それでは次に、(3)の釧路養護学校改修工事に係る入札妨害事件について、教育庁の方から説明願う。
- (教育庁)資料の10ページをご覧いただきたい。

本事案については、道立学校の新増築や営繕などを担当している、元北海道教育庁総務政策局施設課主幹が釧路警察署に本年9月24日、競売競争入札妨害容疑で逮捕され、さらに10月2日には加重収賄容疑で再逮捕されたものである。なお、この元職員は本年3月31日付けの退職である。

本事案の内容については、捜査当局において現在取調中であることから、報道で知りうる情報しかなく、詳細は把握できていないが、元職員は平成18年11月13日に釧路教育局が行った北海道釧路養護学校局部改修工事の指名競争入札に関する情報を、11月上旬頃、釧路市内の特定の設備会社の代表取締役に漏洩し、その謝礼として現金を受け取り、公の入札の公正を害する行為及び収賄行為を行ったとされているものである。

(2)に記載の本件工事の概要であるが、本件工事については、釧路養護学校の寄宿舎へ、校舎に設置してあったボイラーから暖房用蒸気をグランド地下の約120メ

ートルの埋設管で送っていたが、配管に穴が空き漏水したことから、新たに寄宿舎内 に独自の暖房用ボイラーを設置するための工事である。

平成18年9月に当該校における漏水の報告を受け、施設課技術職員など2名による現地調査を実施し、埋設管の老朽化の状況、さらには施設の状況などの調査結果を踏まえ、寄宿舎内にボイラーを新設する内容の工事を実施したところ。10月に委託した実施設計書に基づいて作成した設計図書を決定し、釧路教育局に対して工事積算額の2,543万1,000円の歳出予算配当通知書及び設計図書を送付するなどの事務手続きを行ったところである。

平成18年10月24日に釧路教育局において指名選考委員会を開催し、11社を選考した。 なお、選考に当たっては、工事の規模から「平成17年度及び18年度北海道競争入札参加者名簿」の管工事資格者においてAランクに格付けされ、釧路管内での契約履行が可能な者、本社、本店が釧路市にある者、過去2年間において国又は地方公共団体と同内容同規模の工事実績がある者を選考基準としたところである。

平成18年11月13日の入札においては、11社のうち辞退した2社を除く、9社で執行した結果、入札書比較価格2,422万円に対して、1回目に入札をした請負業者の入札価格2,350万円が一位となり落札決定し、同日落札業者と平成19年2月11日までの90日間を工期とする契約を締結したところ。ちなみに落札率は97.02%である。 平成19年2月11日に完成したので、2月19日に施設課技術職員による完成検査を実施し、契約どおり完成したことを確認している。

最後に、2の再発防止に係る改善策だが、本事案は指名競争入札に関する情報を知りうる立場を利用した元職員の公務員倫理の欠如による問題と考えており、逮捕の翌日の9月25日に臨時庁議を開催し、教育長から職員一人ひとりが公務員としての使命と責任を自覚し、公正な事務の遂行に努めるとともに、道民に不信の念を抱かせることのないように自らを厳しく律して行動するなど、公務員倫理の確立と綱紀の厳正な保持について改めて徹底したところである。

また、明日10月23日には、本庁はもとより全道の所属長などの管理職を対象に「公務員倫理に関する特別研修」を実施することとしている。各所属長は研修終了後、職員に対する職場研修を実施し、道教委全体としての公務員倫理の周知徹底を図ることとしている。なお、現時点では本件工事の入札事務につきましては適正に行われていたと考えている、今後の捜査の進展を踏まえながら、事実解明の把握に努め、厳正に対処するとともに、元職員の非違行為の原因を解明する中で再発防止策を講じることとしている。

(浅水委員長)これについて、何かご質問はないか。

(委員)この入札妨害の事実がどのようにしてばれて逮捕に結びついたのか、もしご存 じならお伺いしたい。

(教育庁)残念ながら、承知していない。新聞報道等がされてびっくりしたというのが現

状である。

- (委員)こういう点に気をつけておけば入札妨害を発見しやすいとか、どのようにして ばれたかということが分かれば、防止策も考えられるかもしれないと思うので、今後 分かりましたらお教えていただきたい。
- (教育庁)先程も申し上げたとおり、捜査が進めば、それらの状況も把握できるのではないかと考えており、それらの状況も踏まえまして改善策を検討して参りたいと考えている。
- (委員)ものすごく基本的なことなのだが、指名競争入札の場合、指名された業者名は 一般にはわからないものなのか。
- (教育庁)わかりません。
- (浅水委員長)あと他に何かございますか。

ないようなので、それでは8月26日と9月8日に実施しました現地調査の結果と それに伴う今後の制度の見直しなどついて議論していきたいと思う。

(4)現地調査の結果について(概要)

(浅水委員長)

議論に先立ち、まずは、各委員におかれては本来のお仕事がお忙しい中、現地調査にご協力をいただき誠にありがとうございました。お陰で、内容のある調査となった。 心から感謝を申し上げる。まず、事務局の方から現地調査の結果について説明願う。

(事務局)資料の12ページをご覧いただきたい。胆振支庁と室蘭土木現業所に対し、平成20年8月26日に調査を実施している。札幌土木現業所は平成20年9月8日に調査を実施している。

調査の結果についてだが、1番目の「特定建設工事共同企業体の活用」ということで、特定建設工事共同企業体は技術力の結集やリスク分散を図るため、建設工事共同企業体運用基準において、技術的難易度が高い工事や大規模、概ね3億円以上の工事について活用するとしているが、技術的難易度を判断する基準が明確にされないまま運用されていることに加え、2億円程度の工事にまで適用している事案が散見された。

印の2つ目だが、これは特定共同企業体の地域要件と言われる部分の入札参加の 条件の話で、今回調査した事案については、土木現業所管内の業者の参加を資格要件 として設定していた。

2番目の「共同企業体と単体企業の混合入札」だが、特定共同企業体や経常建設工事共同企業体、これは乙型と言われるものに当たるが、これは単体企業の参加を排除している事例が散見された。

3番目の「経常建設工事共同企業体の結成回数」だが、経常建設企業体、これは経常的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため結成するものである。しかし、一つの企業が複数の共同企業体に参加することが認められており、

同時期の入札に違う経常企業体の構成員として参加し、入札情報の漏洩が危惧されるような取扱いとなっていた。また、特定JVにおいても同様の事案が認められた。

4番目の「入札手続きの透明化」だが、特定共同体を活用した理由等が資料として整備されていなかった。また、支庁と土木現業所で基準の取扱い等が異なっていたということから、制度の運用に統一性を欠く状態となっていた。

5番の「地域要件の設定」だが、今回の調査では大きな工事でも、入札に参加された業者が数社しかないという事案が散見され、過度に地域要件が設定されているのではないかと思われる事案が散見された。

4. 議事

(1)現地調査を踏まえた入札制度改善について

建設工事共同企業体について

【特定 JV の活用】

(浅水委員長)それでは議事に入る。今回の現地調査については、特定建設工事共同企業体の活用をポイントとして行ったが、事務局からも報告があったように、特定 J V が 乱用されているのではないか、過度の地域要件が設定されているのではないかなどの いくつかの問題点が見えてきたので、資料の項目に沿って議論していきたいと思う。

まず、「特定建設工事共同企業体の活用」についてだが、土木現業所での特定」Vの運用はかなリルーズであったように思うので、まず第一点、そもそも特定」Vと経常」Vに関して道ではどのような意義づけをしているのか。第二点、国の準則で示している共同企業体運用基準と道の考え方は同じなのか違うのか、この二点についてまず説明願う。

(建設部)特定JVの活用についてだが、道では建設工事共同企業体運用基準を定め、この中で、特定JVの活用対象について規定している。この基準では、大規模または技術的難度が高い工事を施工する際に、技術力を結集することにより、安定施工を確保する必要がある場合で、その対象金額はおおむね3億円以上としているところである。

一方、経常JVについては、継続的な協業関係を継続することにより、基本的には、合併に資するということで、通常の比較的小さな工事を対象として活用することとしている。

2点目の道の運用基準と国の基準との関係だが、基本的には、道の基準は国の基準を準用しているが、国(が定めた準則の都道府県が適用する規模)では、おおむね5億円程度というようなきまりがあるが、道では北海道内における企業の規模、北海道が行っている工事の規模が国と比べるとかなり相違があるので、北海道は、特定JVに関しては、3億円程度としている。

(浅水委員長)今の建設部の説明も踏まえて、特定JVに関してご意見、ご指摘はないか。

- (委員)現地調査では、3億円を下回るような工事にもかなり」Vが使われていた。それなりにJVを使ったほうがいいという判断でそのようにしていると思うが、今後、国に倣って3億円を5億円にすると、実際、工事等を進めていく中で、不便が生ずると見込まれるか。それとも、そうなったらそうなったで仕方がないということで、基準に従ってJVを容易に認めずに、単体で入札を行っていくという形にしても、それほど問題はないというふうにお考えか。
- (建設部)特定JVの活用については、大規模で概ね3億円ということと、また、技術的 難度が高い工事ということなので、技術的難度が高い工事に適用する基準は、調査を 行った土現で異なっているというような状況もあったかとは思う。しかし、特定JV を活用するに当たっては、工事毎に施工箇所の状況、内容に応じて現地で判断しなけ ればならないので、画一な基準を設定するということは、なかなか難しい面があると 思う。従って、概ね3億円という基準については、当然、守られなければならないと 思うが、難度によって3億円を下回るような例は現実的にあるのだろうと思う。

ただ、今回の調査の札幌土現と室蘭土現の中では、基準について、かなり下回るような、適正さに欠けるような運用があったことについて、今後是正していかなければならないものと考えている。

- (委員)そうすると、今後是正して、あまり頻繁にはJVを使わなくなれば、それはそれで不便が生ずるという理解で宜しいか。
- (建設部)工事の規模等によって、特定」Vを活用するかどうかということが決まるので、 その時々の、その年度毎の工事の種類、計画によって、一工事当たりの金額が大幅に 変動する可能性がある。比較的規模の大きい工事の件数が多い年と少ない年というの は出てくるので、それに応じた特定」Vの活用になろうかと思う。それに応じて、特 定」Vの件数も変動すると思う。
- (委員)概ね3億円というのは、なるべく守っていくということなのだな。JVを組んだ方が工事を上手く成功させるという点で望ましい場合もあり、他方で、談合の温床になるとかマイナス面を指摘されている。どちらにウエイトを置くかという話になるが、あまりに工事の質が下がると、JVを制限するのが難しくなるかもしれない。だが、工事を成功させる上でそんなに不便はないというのであれば、JVをなるべく使わず単体企業にするようにもっていった方がよいと思うので、どれくらいのJVの使用の制限が実際の工事に影響するのかを知りたい。
- (建設部)今回の(現地)調査の中でも、一部、混合入札の運営に関する指摘があった。 我々としても、入札の原則が単体であり、JVを活用するに当たっても単体が原則と いうことを踏まえ、対応していかなければならないというふうに考えている。

従って、特定JVとして参加するか、単体として参加するかというのは、工事に参加する側の判断ということになるので、我々としては、単体でも受注、施工が適正にできるというような入札参加条件を設定することによって、そうした問題はクリアさ

れてくるだろうと考えている。

- (委員)概ね5億円以上となった場合はどうか。
- (建設部)先程もご説明したように、北海道の企業の実力、北海道が行っている工事の規模というものが、国と道では差があるので、国と同じにするかどうかということについては、慎重な検討が必要になろうかと思う。
- (委員)概ね3億円以上というのは、一回の契約金額が3億円以上なのか、予定価格あるいはプロジェクト全体なのか。
- (建設部)予定価格である。
- (委員)一回の予定価格か。
- (建設部)一工事の予定価格である。
- (委員)特定JVが当初考えていた以上に濫用されているのではないかということに関してだが、特定JVの場合、大規模かつ難易度の高い工事と定義づけられていると思うが、具体的な取扱いについては、今それぞれの現場毎で対応しなくてはいけないと説明があったが、少なくとも道が所轄をするということであれば各支庁ではなく、基本的に北海道として、大規模かつ難易度の高い工事についての定義づけをする必要がある。

各支庁それぞれの担当者の判断ということになった場合、非常にちぐはぐな結果になることが予想される。それを踏まえた場合、道の方で、具体的な統一的な指針を、手順書なり、マニュアルで定める必要があると考えるがいかがか。支庁なら支庁、土現なら土現の担当者の判断でやるというのは限界があるし、また、透明性について、道民に対する説明ができるかというところも問題があるからだ。

それから、今現在あるかどうかわからないが、組織面として、現地で担当者が迷った場合に、どこか問い合わせの窓口を設置して対応できるようにするのが望ましいと思うがいかがか。

さらに、各現場担当者に対する研修的なものも必要と考えるがいかがか。

- (建設部) 一点目の、取り扱い等の統一に関してだが、ご指摘のとおり、取扱いがあまり にバラバラということは当然好ましいことではないので、ご指摘を踏まえ、一定の統 一が図れるような運用の検討をして参りたいと考えている。
 - 二点目の現地の判断における相談体制だが、これは組織によって違う。建設部では、 土木現業所相手に検討、相談する担当者がいるが、特定」Vの活用等の判断は入札の 資格審査委員会、要するに昔の指名選考委員会の場で、合議的な中で決められていく ということである。それにもかかわらず、バラバラということが一番問題なので、こ れという形の決まったものはないが、本庁の中にもセクションがあるので、一点目の 統一的な運用を図るといった観点も含め、検討して参りたい。

三点目の現場担当者への研修の件だが、これも建設部においては、建設部の技術職員の研修を部独自で行っている。その中には、単に技術的なものだけではなく、契約

制度等も含めてやっているので、ご指摘の点については、研修メニューの中に組み入れていきたいと考えている。

(委員)金額の面については、3億円、5億円と、それはいろんな状況を判断して、金額、運用基準を定めれば宜しいと思うが、技術的難易度に関しては、私が現地調査した中でも、各現場の判断が非常に曖昧であったと認識している。

技術というのは常に進化するので、ある時点では難易度が高い、新しい工法だとしても5年、10年経つと、それは一般的な工法になるわけだから、そういう経時的な問題もあるかと思う。

そういったものについて、担当者個々人で技術のすべての分野を網羅して把握するのは非常に難しいかと思うので、やはり建設部なり担当部署で、ある程度統一的な、各担当現場においても参考にできる統一的な見解というのは、特に技術難易度については必要ではないかと思う。

そういったものを踏まえて、現場で果たして難易度が高いというか、あるいは新しい工法を使っているから、かなりリスクのある工事であるとか、或いは実際に工事をやってみなければわからない部分もあるのかどうかという判断もできるかと思うので、今後、詰めていっていただきたいということを申し上げる。

- (委員)金額の基準についてだが、国は5億円、道は3億円、道は色々と経済状況にあ わせて行ってきたとのことだが、他の府県の状況は国にあわせているものなのか、そ れとも、状況に応じて各県が具体的な基準を設定されているのか。
- (建設部)各県の状況については把握していないので、次回の委員会までに掌握し、ご報告したい。
- (委員)道が3億円と決めて、実際の運用では2億程度でも適用しているというのが、 今回の指摘だが、なぜ2億と決めないで3億と決めたのか。1億下がっていれば、そ ういう問題は起こらなかったと思うし、地方の建設業者を見ると、年間の売り上げで 3億を超えているところは大手だと思うが。
- (建設部)特定JVの金額については、過去いろんな変遷があった。2億程度だとか2.5億だと、或いは金額を定めない等。実は、3億円という決めをしたのは昨年の10月であり、一般競争入札の導入にあわせて運用基準そのものをもう一度見直して金額を明示したというものである。それまでは、公募型の指名競争入札をやっており、その場合について、特定JVを活用できますよということにしていたが、その公募型が基本的には3億円以上の工事を対象にしてやるという取り決めできたものなので、そういったことを踏襲して、3億円としているところである。

3億円でなければならない具体の根拠があるわけではない。

(浅水委員長)いろんな事情を考えて5億円以上、3億円以上にしたとのことだが、いずれにしても、その金額を下回って2億円、1億円の工事でも特定JVが使えるとなると、その趣旨が骨抜きにされてしまう。

また、技術的難易度が高い工事というのは、国の場合はある程度、限定的に列挙されているが、道の場合はそのようになっていない。従って、ある程度、技術的難易度の基準を国のように列挙していただくか、或いはルールを明確化していただかなければならない。そうしなければ、この特定JVの活用が、だんだん骨抜きにされてしまうので、金額的な問題と難易度の問題の二点について、今の議論を踏まえ、次回委員会までに具体的な見直し案を策定して、再度説明してください。

【共同企業体と単体企業との混合入札】

(浅水委員長)次に、「共同企業体と単体企業との混合入札」について議題とする。

この問題は、道の「建設工事共同企業体運用基準」で単体企業への発注を原則としているにもかかわらず、特定JVの工事や経常乙型の工事において、単体企業を排除していたという案件だが、これに関し、ご意見、ご指摘などないか。

(委員)今後、単体企業を排除せずに入れていく趣旨を先程の質疑の中でおっしゃって いたが、そういう方針という理解で宜しいか。

(建設部) 然り。

- (委員)原則的には、JVにするか、単体にするかは企業の判断に任せるということか。
- (建設部) 然り。基本的には、我々が策定した要領や運用方針などは徹底する。

一言、付け加えると、乙型JVの問題が指摘されているが、これは要領の整備も必要なので、その整備をしながら徹底して参りたいと考えている。

(浅水委員長)この案件についても、議論を踏まえて、次回委員会までに具体的な見直し 案を策定して、再度説明をお願いする。

【経常 JV の結成回数】

(浅水委員長)次に、「経常」Vの結成回数」について議題とする。

この問題は、一つの企業が二つの経常JVの構成員になれるという規定となっているため、同じ日の入札に異なるJVの構成員として参加していたという事案であるが、 支庁の水産課からの説明では「何がいけないのだろうか」程度の認識しかなかった。

この委員会では、「単体企業と共同企業体との同時登録」ですら、国に準じた取り 扱いをすべきではないかと指摘しているが、本庁の認識はどのような認識なのか。

(水産林務部)水産林務部からご説明申し上げる。

昨年の8月、北海道については、「入札契約制度の適正化に係る取組方針」を策定し、公正な競争の確保、あるいは談合その他の不正行為の排除ということで、さまざまな取り組みをしているところであり、事業を所管している支庁水産課、林務課に対し、この取組方針の内容について周知徹底をしてきているところである。

そういう中で、水産土木工事については、ご承知のとおり、事業の内容というのが、 海上の作業と陸上の作業という二つの作業の組み合わせでなされている。 海上の作業については、陸上作業とは異なる難易度、難易性があるということであり、具体的に申し上げると、潮流の変化が逐次変わるような状況の沖合で、水深 1 5 0 メートル程度のところに魚が寄りつくような形で魚礁を設置するという海側の工事と、丘側における魚礁の製造となっている。

道内で船舶を持って水産土木資格申請をしている業者数は、おおむね全道で80社程度という状況であり、こういう状況の中で、ある一定の競争性の確保を勘案すると、これまで一支庁当たり二つのジョイント(経常JV)で進めているところである。

しかしながら、「入札契約制度の適正化方針」の中で、公正な競争の確保、あるいは談合その他の不正行為の防止ということが掲げられているので、80数社の船持ち業者と丘側の業者を一体にして、懸念される課題等を検討・分析し、適切に対応して参りたいと考えている。検証の時間をいただきたい。

- (委員)今、船舶を持っている業者が80社しかないので、一回とすると陸側は80社 しか海上の工事に参入するチャンスがなくなるので、複数回、一つの海の会社に対し て複数の会社が組めるようになっているというのが現状、というふうに理解して宜し いか。
- (水産林務部)実態としてはそういうことになるが、そういうことではなくて、80社しか持っていないので、80回の契約となると、工事そのものが年間150とか160しかないので、実際に工期も非常に限られた時間の中で、波が穏やかなときに工事をやらなければならないということもあるので、工期の制約も受けるということもあるし、果たしてそのときに入札に係る応札者が一定程度確保できるのか、競争性を担保できるのかというところについては、検証してみないと現段階ではお答えできない。検討させていただきたい。
- (委員)運用基準の規定との関係があると思うのだが、その辺ははきちっとした形で整合されているのか。不整合な部分はないという理解で宜しいか。1回とか2回の話しに関して。
- (水産林務部)(不整合は)ありません。
- (委員)この、経常JVは同一営業地域において二つまで登録可というのは水産林務部の規定なのか。
- (水産林務部) 然り。水産林務部で通達を出しており、水産土木工事については、海上と 陸上の工事の契約をしているので、船舶持ちで海の中に魚礁を的確に入れられる技術、 能力を持っている業者でなければ工事を施工できないということで、通達で2回とし ている。
- (委員)他の部ではどのようになっているのか。
- (建設部)建設土木工事、土木現業所が発注する工事においては、建設部長通知では「一の土木現業所においては2回まで」認めている。
- (水産林務部)補足させていただくと、水産林務部所管については、水産土木工事は沿海

12支庁、空知、上川を除く支庁につきましては、各支庁2回ずつとなる。なお、先程申し上げたが、船持ち業者が全道で80数社しかないので、入札参加要件を全道一円という設定としている。

森林土木工事については14支庁あるが、水産林務部長通知では「同一営業地域において1回」とし、「ただし、一営業地域においては2回まで」認めている。

- (農政部)農政の方は、各支庁別に1件なので14回である。
- (委員)現時点でも回数を制限しているというのは、あまりむやみにいろんな組み合わせで J V を組むというのは談合防止という点で望ましくないという判断があったのか。他に何か理由があったのか。
- (水産林務部)2回結成ということになると、本社があるところが2回結成というのが多い。地域にそれぞれ業者がいるので、地域の業者の育成・保護がある。視点としては。
- (委員)1回以上、組めるなら組みたいという希望は業者にはあるのか。
- (水産林務部)その辺の話をしたことはない。
- (委員)水産林務部で回数を制限している理由は何になるか。
- (水産林務部)1支庁は2回、残りは1回です。
- (委員)回数制限を設けているのは、どういう理由かを聞いている。何で無制限ではないかということだ。
- (水産林務部)先程、申し上げたが、例えば空知なら空知、上川なら上川、そこここに森林土木なり実施する事業体があるので、育成・保護していくことも行政の仕事としてはある。ですから、他から入ってきて、他の地域に仕事をとられて、地元にお金が落ちないという経済的な面も含めて、私どもとしては考慮していかなければならない。
- (委員)各支庁で1回、JVを組んで仕事をするのはわかるが、何回もいろんなところとJVを結成するというのは認めていないわけなので、入札監視委員会としては、いるんな組み合わせがあると、その入札では違うJVに入っているが、他の入札で一緒にやっており、情報交換して談合になりやすいのではないかという見解を持っている。そういう意味合いで回数制限を設けているのではないのだな。
- (建設部)建設部から説明するが、先程、JVの運用基準のところでご説明したが、特定 JVは工事毎に、技術力を結集して、安定な施工を確保するというのが目的であり、 要するに品質を確保するというのが最大の目的である。

経常JVというのは年間通しての協業関係を結んで、将来的に合併に至るというのが目的である。

従って、むやみやたらに経常JVを結成したところで、それが合併に至るとは到底、 思えないし、北海道の場合はエリアが広いので同じ管内だけで、お見合い相手を探す ということもなかなか難しい。

全道一円を対象に、お見合い相手、結婚相手を選ぶという必要もあるだろうということで、各管内1とか2ということでやっているところである。

- (委員)現実にそういう形で合併に至っている事例が今までにあったのか。
- (建設部)ほとんどない。
- (委員)とすると、この経常JVのあり方というのが、道庁で思われている思惑と現実の動きが違う方向に動いている、違う目的で使われている。現実にはそういうふうになっているという理解となるわけか。
- (建設部)我々としては何とか北海道の建設業がしっかり育っていただきたい、健全な形で育成、発展していくためには、やはりある程度の規模の拡大、企業としての規模の拡大が必要と思っている。個々の企業の経営体質を強化できるようにリードをしていくのが我々の仕事の大きな柱の一つなので、我々としてはそのように経常」Vを活用していきたい。

残念ながら、合併に至るというケースがほとんどない状況にあるが、それでも我々としては合併が促進されるように対応していきたいと考えている。

- (委員)当面、JVを組んで仕事を受注できていればよいというものではなく、そこから合併とか、先に進んでほしいというお考えか。
- (建設部)それが目的であるから、経常JVに対する色々な加点調整等を行って、できるだけ経常JVを組んだ時に、新たな単体では受注がなしえないような規模の工事にも参入できるよう、特例を設けながらやっているわけだ。

そうやって合併が促進されて、道内企業の体質が強化されるようにしていきたい、 それが本来の目的である。

- (浅水委員長)複数回の結成というのは国のほうでは原則認めていない、1回だけだ。 JVと単体での同時登録だって駄目だと国の基準はなっている。その基準からすると 道の基準はゆるい。何で国の基準がそうなっているのかという、その辺りのご理解は いかがか。
- (建設部)国の平成18年の適正化指針の中で言われているように、単に受注配分と誤解を招かないようなJVの活用について、発注者としては留意していくということである。国としては、原則単体と経常JVの同時登録については認めていないが、これは北海道という地域のある程度の特殊性があると思う。県では、ほとんど大臣許可ということで県境をまたげば、色んなところと協業関係を結ぶことができる。北海道の場合はエリアも広いので、14支庁をそれぞれ一つの県として考えざるを得ない部分もあるということで、一発注機関を1ということで考えており、これは国に準ずる。

同時登録については、北海道の建設業が大変な状況に置かれているというような状況にあり、急激にその対応を求めると色々な影響が出てくるということで、従って、原則はひとつしか認めないということだが、当面は北海道としては同時登録については認めることとしている。

(浅水委員長) 当面とは、いつまで認めるのか。

(建設部) 当面ということについては、経済状況を勘案しながら、その時々で判断したい

と思っている。

- (浅水委員長)同じ日の入札で別の案件だが、味方になったり敵になったりして入札しているわけだ。それで適正な競争ができるものなのか。だから駄目なんだと国では基準を作っているわけだ。なので、国の基準に合わせて検討いただいた方がいいように思うが如何か。他の委員はどう考えるか。
- (委員)経常JVの目的を将来の合併にという説明があったが、A社とB社とC社といるんなところと同時にということより、通常、A社ならA社と一緒にというのが、常識的にはそうなるのかなというように思うので、ルールについて再整理して、道が言う将来の企業合併に繋げるというのであれば、その趣旨に沿ったような運用の手続きにしないと、おかしな説明になる印象を受ける。
- (建設部)複数登録については、今後いろいろなかたちで検討して参りたいと考えている。
- (委員)経常JV 結成の趣旨は持っているとの事だが、国の基準では「継続的な協業関係を確保するものとする」、ある意味では一緒になるということを含んでいるものと解するが、道としてもこういうことをきちんと明文化することが必要じゃないかと思う。

それと同時登録だが、どういう条件が出てきた場合、これ(同時登録を認めること) を解除するのか、その辺の具体的な条件、要件をお持ちか。

- (建設部)私どもとして、当分の間、同時登録を認めていることについては、具体的な基準等は持ち合わせていない。
- (委員)特定JVと指定されていない工事入札に、単体で登録している企業が自主的に JVを組んで入札に参加するというのは可能なのか。
- (建設部)否。それは工事毎に入札参加条件を明示するので、(そういうかたちでは入札に) 参加できない。単体か経常 JV でなければ参加できない。
- (浅水委員長)それじゃ、今の議論を踏まえて、次回委員会までに見直し案を策定し、再度説明すること。

【入札手続き透明化】

(浅水委員長)次の「入札手続の透明化」を議題とする。今回の現地調査では、「特定 JV」 の運用方法を調査するに当たり、支庁と土木現業所とで取扱いに違いがあるかどうか についても一つのポイントとしたところであるが、随分基準の適用方法や作成する資料に違いがあった。これ程違いがあるとは思わなかった。

制度全般を総括するのは出納局と伺っているが、支庁と土現で統一的な取扱いとなるよう、何らかの策を講ずるべきでないかと思うがいかがか。

(出納局) 16年度の支庁組織の改正に時に、支庁とは独立した土木現業所、保健所、森づくりセンターなど別の組織が支庁所管の出先機関となった。当時は指名競争入札が中心であり、また専門性を要する分野の発注であるということもあり、支出負担行為の専決権限も支庁所管の出先機関になった後も、土現や森づくりセンターに付与して

いる状況にあった。それぞれの機関は、それぞれの専決権の範囲において、支庁部会、 土現部会、森づくりセンター部会といったように部会制を導入して、それぞれで審議 を行っている。

ただ、現地調査でいるいろと指摘を受けていることも承知しているので、その取扱いについて、出納局としても、関係部と連携、協議しながら、改善に向けて検討して参りたいと考えている。

- (浅水委員長) 今の説明も踏まえて、ご意見、ご指摘はないか。
- (委員)運用基準の取扱いや揃える書類、意思決定のプロセス等について、本庁で標準 手続きや統一的な基準を定める予定はないのか。
- (出納局)確かに現状では取扱いをこうしなさいというものがなく、審議の手順や関係書類等について、それぞれの部会に委ねられている状況にあるので、ご指摘の点も含め、関係部局と協議しながら検討して参りたい。
- (委員)それはいつ頃までに行うつもりなのか。
- (出納局)指名選考委員会の状況がどういう実態にあるのか、全道的な調査を行った上で、 問題点を把握し、分析等を行わなければならないので、時期については何とも申し上 げられない。また、組織の統合の問題もあるので、時間をいただくことになろうかと 思っている。
- (浅水委員長)今回の現地調査で、特定 JV を活用した理由を聞いても、どういう意思決定手続きを踏んで活用するに至ったのか、資料も全くないということがはっきりしたのであり、事務手続規定を策定すべきと考えるが如何か。
- (出納局)今、お答えしたように、策定に向けて、併せて検討していきたいと思っている。 策定しないというわけではない。
- (浅水委員長) それじゃあ、この件も、今の議論を踏まえて、次回委員会までに具体的な 見直し案を策定し、再度説明すること。

【地域要件の設定】

- (浅水委員長)次の「地域要件の設定」を議題とする。今回の調査では「JV の構成員として管内の企業を必ず参加させなければならない」とする資格要件を付した工事が非常に多かったが、これはいかなる理由によるものなのか。
- (建設部)運用基準では5億円未満にあっては、特定 JV の構成員の1社以上が道内に主たる営業所を有することができるとされている。また各土現においては、管内業者の持つ地域への精通性、技術の移転や受注機会の確保等いろんな観点から、制限付一般競争入札実施要領の5億円未満の工事にあっては、道内に主たる営業所を有することとしており、また、「契約の適正な履行及び競争性の確保ができる工事」については、応札可能者数20社以上としているが、支庁管内等とすることができるとしている。このことから、特定 JV においても地域要件を「管内に1社以上」とできる、との判断の

下に、これまで設定してきたものである。

- (浅水委員長)「受注機会を確保する」ということは、行政が参加業者数を制限することで 環境を整えるのではなく、自由に競争に参加できるよう規制緩和することによって、 環境を整えるべきものではないかと私は思うが、今、建設部から説明があったが、「地 域要件の設定」に関してご意見、ご指摘はないか。
- (委員)管内に絞るということは、管内の業者が受注できるようにということなのか、 それとも道として手続きを進めていく上で都合がよいということなのか。どちらのウエイトが大きいのか。
- (建設部)我々は建設業の育成という観点から、地域の建設業については、安全・安心の担い手であるし、また小さな工事の施工についても地域にある一定の力をもった企業が存在する必要があると考えている。それは行政として育成に努めていかなければならないものと思う。したがって、地域でできるような工事については地域で、そうではない工事については全道に広げていくということで対応している。但し、競争性、透明性の確保も必要なので、原則、応札可能社数20社以上となるように、設定しているところである。
- (委員)管内業者に限定していることについて、「道内」と規定している運用基準の解釈上は問題ないのか。また、応札可能社数20社以上と説明があったが、現地調査では 実際に入札に参加した企業はかなり少ない状況にあったが、20社を越えているケースと、越えていないケースのどちらが多いのか。
- (建設部) 1点目については、特定 JV については、我々としては過度な要件とならないよう、検討しなければならないと考えている。ただ、単体企業の地域要件に関しては、地元の中小企業の育成を図るという観点から、今後とも地域要件は整備していかなければならないと考えている。 2点目については、統計をとっているわけではないので正確な数字は申し上げられないが、約半分、つまり 1 0 社前後といったところであるが、それは他に工事があれば企業はそれに参加するということで対応した結果だと思う。われわれは入札参加条件を付す際、原則 2 0 社以上になるように対応しているところである。
- (浅水委員長)特定 JV の構成員は、運用基準では「予定価格の額が5億円未満である場合には、1社以上が道内に主たる営業所を有する」とあるが、今回調査した事案では、全て土現管内の業者を資格要件としている。これは基準を狭めていることになりはしないか。
- (建設部)制限付一般入札の要綱では、5億円未満の工事は同様に「道内に主たる営業所を有する」としているが、契約の適正な履行及び競争性の確保ができる工事については、応札可能者数が20社以上あれば、支庁管内とすることも可能としているので、特定 JV についてもそういう管内1社に制限をしても構わないだろうとの判断の下に、これまでやってきたというのが実態である。ただ、共同企業体の運用基準に定めてい

るものについては、ご指摘のとおり、適正さを欠いているので、今の運用基準に合わせるように徹底して参りたいと考えている。

- (委員)道が発注する工事には地元業者の育成という目標の他に、入札を行う買い手として、できるだけ良い物を安く買う目標がある筈だと思う。入札制度そのものは、売り手側に競争をさせて、なるべく安く買おうとする仕組なのだから、本来は売り手を育成することとは、矛盾する部分があると思う。地元業者の育成という部分だけがあまりにも強調されると、買い手として配慮する姿勢が見えてこないことになる。道が真剣になって買い手として安い買い物をしようという視点に立てば、当委員会で指摘している、業者を管内に限定しないようにすべきとか、経常 JV の複数回結成を廃止すべきといったことに、自ずと対応出来るはずと考えるが如何か。
- (建設部)まさに委員指摘のとおりであり、行政として工事の品質を確保しながら、できるだけ安く発注できるようにしていきたいと考えている。他方で、地域の振興を図るという観点からもやっていかなければならず、その両方の目的のバランスの問題かと思う。なので、一方に偏った形にならないように対応していく必要があり、いかに公平性、競争性を確保しながら、地域にも視点を置いた行政としての対応が必要であると考えている。
- (委員)もう少し買い手側のスタンスにウエイトを置いて、厳しい姿勢で臨めないものか。それは難しいのか。そうでもしなければ道の財政はどんどん赤字が膨らむだけじゃないか。
- (建設部)難しいということじゃなく、我々はバランスなのだろうと思っている。地域には一定程度の企業が必要であり、それは守っていかなければならないと考えている。地域で暮らす人々が、地域で安全に安心して生活していけるように。端的に言えば、災害が起きた時に、その地域から建設業が無くなったら、誰が対応してくれるのかといったことも他方では考えていかなければならない。何でもかんでも地域、地域と言っているわけじゃない。その兼ね合いでいかにバランスをとっていくのかが、我々に課された使命だと思っている。
- (委員)そのバランスが多少悪いのじゃないか。災害発生云々を考えて入札に望むというのは、いろんな要素を一緒くたにして入札をやっているのと同じだ。多少高い買い物をしても、別に色々な側面があるということでは、厳しい姿勢で臨めないのではないか。

地域振興策なら地域振興策で、きちんと認められた予算で別にやるべきことだと思う。いつ談合が起きてもおかしく無いような状況で、しかも談合の事実がなかなか発見できないような中で、良い買い物が出来ていないようなことを、ただなんとなく続けていくことで果たしていいのか。財政が厳しくなっているので、あまり悠長にしていれないような気がするが。

(委員)支庁の統廃合が進めば、土現が管轄するエリアが広がり、地域要件も広がるこ

とになるのか。

- (建設部)今のかたちは14支庁、10土現だが、今後、支庁の再編が進むと、今想定されている総合振興局と振興局が合理的だとは思っているが、具体的に「こうします」と言える状況にはない。
- (委員)今回の委員会の現地調査では、地域要件を支庁管内とするとかなり狭いので、 隣の支庁くらいまでは広げていくべきじゃないかというニュアンスの発言があったよ うに記憶している。昔、建設業が何十%減るだろうということを聞いたことがあった が、地域の建設業を過度に保護したことによって、競争力のない企業が増えてしまっ たようにも思う。なので、ある程度エリアを広くして、技術力のあるところが生き残 るような仕組みづくりがないと、本当に必要な企業さえも無くなってしまうのかもし れない。安ければよいというのではなく、技術力のある企業が生き残れる仕組みづく りが必要と考える。
- (建設部) おっしゃるとおりだと思う。我々も何でもかんでも、管内、管内と言っている 訳じゃなく、工事の規模によって、管内、あるいは全道と変えていく必要があると思っている。そのように土木にも A、B、C、D と等級区分がある。

その上で、税金を使うので、常に一番効率の良いやり方に努めていきたいと考えている。今のやり方が正しいと言っているのではなく、「管内における業者」としていることにも、合理性があるものとご理解願いたい。

(委員)全ての工事から地域要件を無くせと言っている訳じゃない。

BやCの小規模な工事までを全道エリアに広げる必要はないと思うが、ただ、Aクラスの工事ならかなり広くオープンにして、競争環境を作るべきだと思う。企業同士で切磋琢磨して、技術力を向上させていく方が、今後、より良い社会資本整備を進める上で必要と考えるためである。

そこを何でも保護、保護という方向に向かうと、決して良い結果になるとは思わないので、その競争の仕組みを明確にルール化すべきである。少なくとも要領に規定されたようにやるべきだ。

- (建設部)そういう趣旨で特定 JV の活用については、「道内に主たる営業所を有すること」 を徹底していく考えである。
- (浅水委員長)本件についても、今の議論を踏まえて次回委員会までに具体の見直し案を 検討すること。

当別ダムについて

【指名停止業者の入札参加】

(浅水委員長)次に当別ダムの入札手続きに関して、現地調査の際に一定の説明は受けたが、その際は全委員が参加したものでもなかったので、「指名停止業者の入札参加」にかかる経緯と、今後の方針について、建設部の方から再度説明願う。

(建設部)当別ダムは、当別川の治水対策や石狩西部水道企業団を通じて、石狩市、当別町、小樽市、札幌市への水道用水の供給、当別地区へのかんがい用水の供給を行う目的に建設される多目的ダムである。

形式は台形 CSG ダム、堤高 5 2 m、堤頂高 4 3 2 m。

台形 CSG ダムというのは、安定性が向上することや、現地採取の砂礫等を利用すること、ダンプトラックやブルドーザー等の汎用機械で施工が可能といった、特徴がある。

ダム建設は、当別町の皆さんは、このダムで水道水の供給を長年待ち望んでおり、 平成25年度からの水道水の供給に間に合うように、企業団・当別町などでは、施設 の整備も計画的に進めてきている。

このようなことから、ダムの完成が遅れると、住民生活へ大きな影響を与えること、 当別町の老朽化した水道施設の補修や維持管理の負担も増加することになるので、2 4年度の完成を目指すということで、計画されている。

入札に関しては、本年 5 月 7 日に入札参加の受付を開始して、6 月 2 日に入札参加の締め切りをしている。その後、技術提案の評価等を行い、入札参加資格の周知を入札参加業者に行い、その後、開発局の事件に関わった JV 構成員の 1 企業が指名停止になり、その後更に指名停止になり、更に 7 月 1 8 日には指名停止業者が増加した。 7 月 2 4 日、公取委が多摩地区の工事企業を指名停止し、更に本州大手企業へ課徴金の納付命令が出された。

これらのことから、道としては、入札参加予定者が指名停止になることによって、 実際に入札に参加する企業が2社になるということを懸念した。

当別ダムは全国的にも初めての台形 CSG ダムを採用しての大規模工事であること、 技術提案型一般競争入札により実施することで、コンクリートの品質管理に重点を置いた提案としたことから、できるだけ多くの技術提案を競い合わせる必要があると考え、指名停止事務処理要領の規定に基づき、特例として 7 JV に入札を執行することを決定し、7月29日、7 JV により入札を執行したところである。

入札の結果、コンクリートの品質管理、CSG の品質管理、全体の工程管理、環境への配慮、地元対策の5項目に関する技術提案と、入札価格を併せた評価値が最も高かった「鹿島・竹中土木・岩倉特定建設共同企業体」が落札者になった。

その後、第3回道議会定例会での議論を通じ、年度内のできるだけ早い時期に、入 札参加者の制限や、運用の明確化など、指名停止要領の見直し等の検討を進めていく こととしている。

(浅水委員長)本件に関してご意見、ご指摘などはないか。

(委員)道が指名停止業者の参加を認めたのは、指名停止業者を参加させるとペナルティーとしての停止措置の効果が薄れるマイナス面はあるものの、参加を認めた方が当

別ダムの完成からという面から望ましいということで、そういう判断をしたということか。

(建設部) 然り。

- (委員)札幌土現の調査に行った際、札幌土現がその判断をして、知事に上げたと聞いたが、そのとおりの理解で宜しいか。また、実際にそこで知事が認めなかった場合は、 残りの2社で入札を行うことになったのか。
- (建設部)入札をのばすことが可能かどうか議論した。25年度供用開始の必要があり、 工期の短縮も不可能で、技術的にも難いという状況の中で品質の確保をしなければな らない。それは2社では品質の競争が難しいであろうと言うことで札幌土現が知事に 指名停止業者を参加させる申請を行った。ただ知事の承認がなければできない。
- (委員)技術提案の内容ではなく数で決めたのか。
- (建設部)技術と価格をあわせた総合評価方式の入札であり、入札執行時には技術評価の答えは出ていた。(が価格の答えは出ていなかった。)
- (委員)入札参加申請の時に技術提案は出ていたのか。
- (建設部)6月2日締め切りで入札参加申請を受け、各種のチェックを行い、7月1日に 総合評価委員会を開催し、技術的な評価を行った。全て一定の水準に達しているので 全社に入札参加資格がある旨通知した。
- (委員)7つの技術提案のうちからランダムに5つが消えてしまうことのマイナス面、 ダムを完成させるためには2社より7社の方がいいわけだが、それに指名停止業者を 参加させてペナルティーが弱まるという更なるマイナス面を加えても、指名停止の5 社を参加させて行う方が良いとの判断なのか。
- (建設部)あくまでも当別ダムに限ったことだ。
- (委員)知事が承認するために、技術面を含めどんな情報を与えたのか。
- (建設部)ダムの概要、工法を説明している。
- (委員)知事には技術的な知識はない。それだけを聞いて、知事は、指名停止業者を参加させるべきかどうか判断可能か。また、この難しい判断にどのくらい時間を使ったか。
- (建設部)ダム本体の技術的な問題のほか、当別ダムを待っている方々のことなども含め 総合的に判断したものである。指名停止になる業者が話はかなり前からあったので、 拙速に判断したものではない。
- (委員)総合的にというのがいろんな要素があってどう判断したかよくわからないが。 指名停止のペナルティーを弱めることについての議論はあったか。特例で認めるコストベネフィットは比較したのか。認めれば相当もめると言うことはわかっていたと思うが。その上でやむを得ないという決断か。
- (建設部)そのような議論は行った。
- (委員)結果としては、最高の品質のものではないかもしれないが、技術評価で一定の

水準にあり、予定価格以下での契約となるのだから、そのまま、残った 2 社で入札を 行うことについての決断はできなかったのか。

- (建設部)品質の確保と金額ということで、総合評価でもっとも有利な契約を目指したので、2社では目的が達成できないと言うことになった。
- (委員)想定したレベルをクリアしていない技術提案はあったか。
- (篠崎課長)最低のものは全てクリアしていた。
- (委員)土木関係の業者をはじめとして道民は、指名停止業者を加えること自体ズルイと思ったはずだ。これではモラルハザードだと思うが、どのような意識をお持ちか。 これはモラルハザードであると議論されていれば、次の指名停止期間の短縮の議論も 出てこなかったのではないか。どのくらい建設部内で議論したのか。
- (建設部) 当別ダムに限るとしたことで検討したと言うことで、理解頂きたい。
- (浅水委員長)ダムの完成のため、指名停止業者を加えるというモラルハザードを起こしても、道民の理解が得られると判断したのか。
- (建設部)予定どおりいいものを完成させたいという判断だ。
- (委員)反対者はいなかったのか。どの位の人がこの決断に加わったのか。
- (建設部)多摩の談合問題が、4・5月にわかっていたので、その当たりからいろいろな 検討をしてきていた。
- (委員)事務手続きはどうなっているのか。
- (建設部)支出負担行為担当者である石狩支庁長が建設部を経由して知事に承認の申請を 上げ、結果は建設部を通じて石狩支庁長に伝えた。
- (委員)石狩支庁長も認めたのか。
- (建設部) 然り。
- (浅水委員長)指名停止の処理要領は見直すと言うことで検討されているので、改正案を 次回委員会に報告すること。
- (2)「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」第3の3の規定に基づく指名停止期間 の短縮について
- (浅水委員長)本日最後の議題となるが、「指名停止期間の短縮」について議題とする。 この問題については、我々は9月末の新聞報道により知ったわけであり、また、本 日も新聞に大きく報じられているわけだが、まずは今回の取扱いに至った経緯等につ いて説明願う。
- (建設部)今年の5月に発生した北海道開発局の農業土木談合の業者に対して、6月13 日に関係する課長による幹事会の予備審議、副知事を委員長とする入札参加者資格審 査委員会の審議を経て、6月17日の知事決裁により指名停止の短縮を決定した。
 - 6月13日の幹事会の議論では、道内建設業は、公共工事の大幅な削減が続くなど 厳しい経営環境におかれている。建設業は地域の雇用や経済も担っており長期にわた

る指名停止は地域経済に大きな影響を与える恐れがある。道としては、企業の不正を 見逃すことができない一方、指名停止措置で企業が倒産に至ることは望むものではな い。という議論がなされた。

これらの状況を踏まえ、指名停止事務処理要領に定める「資格者について、情状酌量すべき特別な事由があるため、指名停止の期間を短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮できる」という規定を勘案して、道発注以外の工事に係る指名停止事案で、かつ、指名停止期間が12月以上になる事案について、指名停止期間を2分の1に短縮する必要がある旨幹事会において判断した。

道発注工事に関する談合等に関しては、地方自治法施行令に基づく、参加排除の手続きが必要であり、道内部の取り決めである指名停止の措置とは重みが異なると言うことから、道発注工事は対象外とした。

以上の幹事会の議論を経て、審査委員会審議、知事決裁により、12箇月を超える ものについて当面2分の1としたものである。

- (浅水委員長)入札監視委員会では、19年3月に談合への罰則強化の意見を具申した。 道が作成した入札契約適正化に関する取組方針で「必要に応じ、引き続き指名停止の 強化を図る」と述べている。当委員会の意見、取組方針と今回の措置の整合性はどう 見いだすのか。
- (建設部)平成12年に自らの事件の反省から、当時、全国一厳しい指名停止の措置をとってきた。企業の不正には厳しく望むという姿勢は何ら変わるところはない。北海道がおかれている地域の経済状況を考えたとき、それを念頭に置いた判断だ。
- (浅水委員長)去年8月の経済状況と本年6月の経済状況が、この方針を覆すほどの大きな変化があったとは思えないのだが、今の建設部の説明を踏まえて意見をいただく。
- (委員)今の説明では、対象となった業者の救済としか受け取れない。どこかの倒産の 連鎖的な影響は理解できなくはないが、北海道の経済状況を考えてという、今回の措 置は救済措置としか見えない。再度説明を求める。
- (建設部)今年の3月には「木の城たいせつ」が破綻した。建設業の体力がかなり低下しているので、その影響も出てくる。7月には北野組が倒産した。今年に限って言えば、 倒産件数そのものは増えていないが、極端に大型倒産、負債額が増えているので、その辺を検討した。開発局の事件そのもので、どのような影響があるか読めなかった。 そのようなことを勘案して判断したと言うことだ。
- (委員)業者から期間短縮の陳情はあったのか。業者から何もなく道がやったのか。
- (建設部)業者からは何もないが、道は建設業界の実態についてはいろいろ調査を行って おり、それに基づいて判断した。
- (委員)当別ダムなら、いいものを完成させたいと言うことで、指名停止業者を参加させたというのは、プラス面、マイナス面を比較して判断したと言うことができるが、

この場合のプラス面が見い出しにくい。当別ダムの方は、何とか、指名停止業者を参加させたことを正当化するように、何か文章を考えることもできそうだが、こちらの件については難しいというのが正直な印象である。これらが倒産することは見込まれているのか。

何となくつぶれそうであって、それで期間を半分にしたとの印象を持っているが、 どの程度厳密に経済効果などを計算したのか。

- (建設部)倒産する可能性があるからということでの判断ではない。経済状況等をみるといるのなきっかけで倒産を引き起こす恐れがあり、12箇月以上の指名停止が倒産の引き金になりかねない。今回の検討に当たっては、経済効果は計算していない。
- (委員)どう決めたかが曖昧である。倒産が見込まれるから半分にしたというのなら、まだプラス面が見えてくるが、倒産を特に考えたわけでもなく、単に「恐れがある」というだけではプラス面がぼやけてきて、どういうプラスがあって、そうしたのかが全くわからない。
- (建設部)個々の企業の経営状況から判断して決めたものではない。北海道の経済状況と 道内の建設業の置かれている状況を勘案した際、そのようなことが危惧されるという ことだ。
- (委員)これを最初に言い出したのは誰か。誰が提案して誰が賛成したのか。最終判断 は知事だが。
- (建設部)入札参加資格者審査委員会の幹事会での議論が最初だ。
- (委員)幹事会は道内の経済状況まで配慮しなければいけないのか。入札の適正な執行 を目指せばよいだけの会ではないのか。
- (建設部)入札参加資者格審査委員会は指名停止要領をどのように適用するかしないか。 適用する場合どの条項を適用するかという委員会だ。2分の1にするかどうかも含め て検討する機関だ。
- (委員)道庁が言う2分の1にした理由は、あくまで経済的理由だ。そのような経済的なことまで考える会なのか。資格があるかないかの判断だけではなく、景気の善し悪しまで考えないといけない会なのか。
- (建設部)行政を進めるに当たって、建設業の振興というのも大きな責務の一つで、それ は常にある。
- (委員)買い手の立場に徹する人たちと、経済とかを考える人たちと分かれていて、そんな買い方をしたら経済が厳しくなるぞとか、もう一方の人たちがこういって最終的に判断するというのならわかりやすいが、今の話を聞くと、両方の役割が一緒くたになっている。入札の本来の目的が曖昧になってしまって、何をやってもいいような感じになっているのではないか。
- (委員)指名停止期間を決める基準の方は、かなり細かく積み上げていく方法で規定されている。一方、期間短縮の方は、基準が先ほどの説明からして非常に曖昧で、半分

- にできるという規定しかない。そこがルールを運用する上での弱点、問題点になっていると思うがどうか。
- (建設部)当別ダムでも議論になったが、運用基準とかが明確になっていない。その時々 の状況を判断しながら対応している。
- (委員)その時々の判断が曖昧で、第三者への説明が十分できないようなことになって しまっている。どういう場合に期間短縮ができるか、もう少し具体的にルール化して いれば公正、公明に判断できると思うが、今までの説明では理解できない。
- (建設部)今日、新聞報道もあった、全国の状況については他の部局で調査したもの。今、 建設部で運用について詳細に調査しており、それらを参考にしながら対応について考 えていきたい。
- (浅水委員長)要領によると、短縮できる場合は、「資格者について情状酌量すべき特別の 事由があるときは」となっている。規定どおり判断すれば、資格者について、指名停 止になる個々の企業において短縮すべき特別の事由が必要だが、会議で短縮について 話し合ったとき、規定の主旨は話し合わなかったのか。
- (建設部)その議論はしているが、指名停止期間の短縮に係る考え方なども勘案してということで、要領を踏まえてということではなくて、その時々の判断が必要であろうということだ。
- (浅水委員長)要領を踏まえると言うことではなく、その時々の判断が必要になるのか。 要領によって判断するのではないのか。
- (建設部)今回の場合については、その時々の状況を踏まえて判断した。
- (浅水委員長)建設部は、「情状酌量すべき特別の事由のあるとき」をどのように理解して いたか。
- (建設部)個別の企業の特別の理由と言うことだ。運用に当たってはそのように解釈している。
- (浅水委員長)だが今回の短縮は、個別の理由に基づくことで行ったものではないという ことか。
- (建設部) そうだ。
- (浅水委員長)要領から外れた運用をしたということか。
- (建設部)要領を勘案して判断した。
- (浅水委員長)それでは、ルールから外れた運用をしているとしか判断できない。理解できない。短縮措置についての北海道の運用の仕方と、他の県での運用の仕方を比較して、どういう印象をお持ちか。短縮措置についてどう思うか。
- (建設部)このような形で運用したのは、北海道が全国で初めてだ。
- (浅水委員長)こういう判断をする前に他府県の状況は調査したか。
- (建設部)ある程度、それらの状況については把握した。
- (浅水委員長) それらの事情を知りながら、今回、道が判断したと言うことか。

- (建設部)そうだ。
- (浅水委員長)7都県の運用とは随分ずれている、差があるという考えにはならなかったか。
- (建設部)差があるということではなく、全国にはその例はなかったということだ。
- (浅水委員長)全国で初めての適用例になるという認識は持っていたのか。 先ほど説明を受けた理由が、期間短縮の理由になるなら、原則短縮と言うことになるのではないか。常に短縮するという判断に結び付くのではないか。
- (建設部)そのようには考えておりません。
- (委員)原則ではない。委員長、北海道の事業で指名停止になったものは短縮しないのです。
- (建設部)あくまでも、12か月を超える、他発注機関の事案について、道経済に与える 影響を勘案して2分の1にすると言うことだ。全てのものに対して、2分の1を適用 するという考えはない。
- (浅水委員長)他発注機関の事案については、原則(短縮)するという理解でよいか。
- (建設部)然り。ただし、当面状況を判断しながら対応していきたい。
- (浅水委員長)この半減措置をまだ続けると言うことか。こういう状況になっても、まだ そういうことを考えているのか。
- (建設部)状況を勘案して判断していきたいと考えている。
- (浅水委員長)状況を勘案してとは何の状況を勘案してか。考え方に変わりはないという ことか。
- (建設部)今の状況は、(期間短縮を)判断したときとは状況は変わっていないと考えている。
- (委員)12箇月以上は半減するが、10月、11月はそのままか。
- (建設部) 然り。だが、今のところはそのような逆転現象の事例はない。
- (委員)このまま運用すれば、将来、逆転現象が起きてくる可能性がある。そうすれば、 規定そのものが、運用の仕方を含めて不条理だ。不条理がないように見直す、運用を 変える必要がある。
- (建設部)道では、各県の状況を詳細に調査している。その結果と本委員会の意見を踏ま えて、どのような対応が必要なのか検討していく。
- (浅水委員長)今の建設部の説明では、委員が納得する説明になっていないと思うので、 本件については、次回委員会で再度議論することとするので、道においては、今回の 議論を踏まえて対応策を検討すること。

本日予定した議事は全て終了したが、今回の案件は、次回委員会までに見直し案を検討するよう指摘したものばかりなので、事務局において、今回の指摘事項について、項目ごとに整理し、各委員に回付、承認を得た上で「委員会指摘事項」として公表することとしてはどうか。委員の皆様は如何か。(各委員了承)

では、そのように事務局において取りはからわれたい。

- (事務局)今回は議題が多かったため、抽出審議ができなかったが、次回の審議案件の抽出は、予定していた山本委員にお願いするということでよろしいか。
- (浅水委員長)皆さん、よろしいか。では山本委員、よろしくお願いする。

次回の委員会ですが、道側の見直し案ができた時点で開くということになるので、 事務局において次回委員会の日程を調整されたい。それではこれで委員会を終了する。

(以上)